0 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号) 抄 (平成二十年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

(附則第九十六条関係)

改 正 案	現	 行
例)(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特)		
第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間(以		
下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という		
。)を有する更新組合員に対する退職共済年金の額(国民年金法の規		
定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額		
のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるとこ		
ろにより算定した額(第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相		
当額」という。)を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金(
組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同		
法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるもの		
に限る。)が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額		
とし、同法の規定による障害基礎年金(組合員でない間に当該障害基		
礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する		
傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。)が支給される場合		
には、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する		
ものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項において「		
障害基礎年金の組合員期間相当額」という。)を加えた額とする。以		
下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。)が二		

2 二条の 附則 第四 項にお 第三項 準率」 額 前退職共済年金額を組合員期間の月数で除して得た額 百五 7 に相当する額 二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、 金 政令で定める率 新法第七十八条の二第四項、 \mathcal{O} から控除した金額とする。 「退職共済年金控除額」という。 第 項 額 + とい 一に規定する再評 七 万円に平成 十二条の七の五第 いてその例による場合を含む。 は (新法附則第十二条の の二第一 新 、 う。 新法第七 法附則第十二条の六の三第 に追加費用対象期間 (以下この条から第十三条の四までにおいて 項 を順次乗じて得た金額を超えるときは、 - 並びに新法附則第 十七条第 価率を 年度以 項 匹 いう。 後 項 第四項及び第五項 <u>の</u> 三 新法附則第十二条の四の二第二項及び 、及び第二項 \mathcal{O} 0 第 各年度の 月数を乗じて得た額 をこれらの規定により算定した \mathcal{O} 十二条の七 項、 項及び第三 改 新法附則第十二条の六の二 定 第 再評価率 \mathcal{O} 新法第七 基準となる率 項 (並びに新法附 の 三 項 、及び第四 第 \mathcal{O} 百分の一 (新法第七 新法附則 二項 (次項 退職共済年 条第 項 「改定基 及び第四 あ にお 則 十七 控除 新法 第十 つて <u>+</u> 第 百 項

3 法の 金の る場合に 次 \mathcal{O} 分の十に相当する額を超えるときは、 より少ないときは 、乗じて得た金額 前 て当該退職共済年金控除額とする。 額が二百五十 規定による障害基礎年金が支給される場合には、 額 項 又は障害基礎年金の は の場合にお 老齢基礎年金 万円に平成二十 (国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給され 当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共 いて、 これらの規定による控除 組 \mathcal{O} 組 合員期間 合員期間 一年度以後の各年度の改定基準率を順 当該 相当額を控除 相当額を控除した額とし 百分の十に相当する額をも した額とする。 後 当該障害基礎年 の退 職 共 済年 同 金

項の規定による退職共済年金控除

額

が控除前

退

職共

済年

金

額

 \mathcal{O}

済年金の額とする。

4 とが る。 限る。 定 で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で に相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けるこ めるところにより算定した額とする。 退職共済年金の受給 下 できるときは、 「地方の 当該退職共済年金の が、 地方公務員等共済組合法 新法」 遺族共済年金 という。 当該退職共済年金の額は、 権者 額及び当該支給を受けることができる政令 (その者が六十五歳に達しているも (追加費用対象期間を有る による年金である給付その他のこれら (昭和三十七年法律第百五十二号。 前 三項の規定にかかわ する更 新 組 のに限 合員に

5 に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、 前各項 に定めるも ののほ か 追加費用対象期間を有する更 政令で定める 新組合員

第十三条の三 いう。 当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額 を順次乗じて得た金額を超えるときは、 額とする。 給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。 百月未満であるときは、 かわらず、 十二条第一 て同じ。 (国民年金法の規定による障害基礎年金 (追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準 控除前障害共済年金額を組合員期間の月数 以下この項及び次項にお 項及び新法第八十三条第 が支給される場合には、 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金 三百月) で除して得た額 1 <u>.</u> 当該障害基礎年金の額を加えた 項並びに第十二条の規 障害共済年金の額は、 「控除前障害共 (当該障害共済年金と同 の百分の二 (次項において 額の 以下この条にお (当該月数が三 八済年金石 (特例) 一十七に 定にか 新法第 額」 \mathcal{O} 率 額 \mathcal{O}

ら控除した金額とする。障害共済年金控除額」という。)をこれらの規定により算定した額か

- つて当該障害共済年金控除額とする。 分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をも 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の 額とする。 額とする。 新二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の 額とする。 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金
- 障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。 4 前三項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の

額の

特例

十三条 額」 条にお 金の 新法第八十九条第 司 法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当すること 基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、 加えた額とする。 規定にかかわらず という。 の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。 額 の四 いて同じ。 (国民年金法の規定による遺族基礎年金 追加費用対象期間を有する者の遺 が二百五十万円に平成二十 以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金 一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条 が支給される場合には、 控除前遺族共済年金額を組 一年度以後の各年度の改定 当該遺族基礎年金 遺族共済年金の 族に対する遺族共 (当該遺族共済年金と 合員期間 (T) 以下この 月数 額 \mathcal{O} う額を 済年 は、 (新

金額とする。
金額とする。
金額とする。)をこれらの規定により算定した額から控除した。
金控除額」という。)をこれらの規定により算定した額から控除した。
あるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に
はより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満で

- つて当該遺族共済年金控除額とする。 分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額を起えるときは、当該百分の十に相当する額をも 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の 額とする。 額とする。 額とする。 額とする。 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金 額とする。 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金
- 4 るところにより算定した額とする。 めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定め できるときは、 当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることが る者に限る。 当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定 に限る。 遺族共済年金の受給権者 当該遺族共済年金の額は、 地方の新法による年金である給付その他のこれらに相 が 退職共済年金 (追加費用対象期間を有する者の遺族であ (その者が六十五歳に達しているも 前三項の規定にかかわらず
- 対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に

(地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い)

(地方の長期組合員である職員であつた組合員の取扱い)

第三十条 長期組合員であつたものと、 る地方の組合の組合員のうち地方の新法の長期給付に関する規定の適 法律の規定を適用する。 のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、 対する長期給付については、 用を受ける者をいう。以下同じ。)である職員であつた長期組合員に の長期給付等に関する施行法 「地方の施行法」という。) 地方の長期組合員 (新法第三十八条第二項ただし書に規定す の規定による給付は新法及びこの法律中 その者が地方の長期組合員であつた間、 地方の新法及び地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十三号。 新法及びこの 以下

2~4 (略)

第三十条 三号。 この法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新 期組合員に対する長期給付については、その者が地方の長期組合員で る規定の適用を受ける者をいう。 る地方の 法及びこの法律の規定を適用する。 共済組合法の長期給付等に関する施行法 あつた間、長期組合員であつたものと、地方の新法及び地方公務員等 法律第百五十二号。以下「地方の新法」という。)の長期給付に関す 以下「地方の施行法」という。)の規定による給付は新法及び 組合の組合員のうち地方公務員等共済組合法 地方の長期組合員 (新法第三十八条第二項ただし書に規定す 以下同じ。)である職員であつた長 (昭和三十七年法律第百五十 (昭和三 年

2~4 (略)

0 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号) 抄 (平成二十二年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

(附則第九十七条関係)

二~十四 (略)	による改正前の国家公務員共済組合法をいう。の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第三条の規定の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第三条の規定	に	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)	改正案
二~十四(略)	一 義治 国家公務員共済組合治をレジ	に	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)	現

0 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号) 抄 (平成二十年四月一日施行)

(傍線部分は改正部分)

(附則第九十八条関係)

るのは、「新法第七十八条第一項(同条第二項に定める金額についの規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」と象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二線職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対2 (略)	第十七条(略)(退職共済年金の加給年金額等の特例)	9 (略) (略)	十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とす用については、同条第一項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適	の他の政令で定める期間(以下「追加費用対象期間」という。)を有	2~7 (略)	第十六条 (略)	(退職共済年金の額の経過的加算)附り則	改正案
2 (略)	第十七条(略)(退職共済年金の加給年金額等の特例)	8 (略)			2~7 (略)	第十六条 (略)	(退職共済年金の額の経過的加算) 附別	現

。)」とする。
て昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む

(退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例

2 前項(第二号を除 第二十一条 (略)

金の 評価率をいう。 いて 事由となつた障害に係る同条第 員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る新国民 受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職 るときは 期間相当額」という。 るところにより算定した額 初診日があるものに限る。 た額とし ものに限る。 年金法第三十条第 組合員期間相当額」という。 で定めるところにより算定した額 齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令 共済年金の額 回項にお 前 -度以後の各年度の再評 額 項 「控除前退職共済年金額」 のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定め (第 いて 退職共済年金の額は 障害基礎年金 一号を除る (その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは) 「改定基準 の支給を受けるときは、 の改定の基準となる率であつて政令で定める率 項に規定する傷病の同項に規定する初診 率」 を加えた額とする。 以下この (組合員でない間に当該障害基礎年金の支給 価率 (第四項において の支給を受けるときは、)を加えた額とし、 という。 という。 (共済法第七十二条の二に規定する再 項に規定する傷病 項において同じ。 前項の規定にかかわらず (第四項において 当該障害基礎年金の額を加え を順次乗じて得た金額を超え が二百五十万円に平成 以下この項及び次項にお 「障害基礎年金 障害基礎年金 の同項に規定する 「老齢基礎年金 当該障害基礎年 \mathcal{O} 規定の 控除前退 の組 日 当該老 の適用を が (組 たある 合員 <u>一</u>十 (第 合 \mathcal{O}

|職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特例

退

第二十一条 (略

1) 職共済年金額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当するも (次項において「退職共済年金控除額」という。 算定した額から控除した金額とする。 合で定めるところにより算定した額の 百分の一 を前項の規定によ 十七に相当する額 のとし

- 3 分の十に相当する額を超えるときは、 て当該退職共済年金控除額とする。 項の規定による退職共済年金控除額が控除 当該百分の十に相当する額をも 前退職共済年金額 \mathcal{O} 百
- 4 ときは、 該 金の組合員期間相当額を控除した額とする。 礎年金の支給を受けるときは、 \mathcal{O} 乗じて得た金額 額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順 前 乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。 一項の場合において、 老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額として (当該更新組合員等が老齢基礎年金の支給を受ける これらの規定による控除 当該障害基礎年金の額又は障害基礎年 より少ないときは、 後の退 職共 障害基 済年金 当
- 5 その 基礎として、 た額とする。 額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を 職共済年金の額 加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。 として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、 合法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付 第一)者が六十五歳に達しているものに限る。 項の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者 これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定 は 前各項の規定にかかわらず、 が 当該退職共済年金 地方公務員等共済組 遺族共済年金 当該退 (追 \mathcal{O}
- 6 算定については、 前各項の規定は、 適用しない。 組合員である間に支給される退職共済年金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O}

定については、 前項の規定は、 適用しない 組合員である間に支給される退職共済年金の 額の

算

2

- 711 -

(遺族共済年金の加算の 特例

第二十八条 略

2 礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行 三条」とあるのは、 法第十三条の四の規定の 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額 適用については、 第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十 同条第 項中 の算定 並びに第十 の基

3 年金の額を改定する。 ときは、 ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達した 共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受 その者を第 項 項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済

入条第

とする。

4 5 略

第二 一十九条 略

略

3 2 基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施 行法第十三条の四の規定の適用については、 十三条」とあるのは、 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定 第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二 同条第 一項中 「並びに第 \mathcal{O}

4 する。 済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について準用 第四十条、 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、 第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、 第三十九条の二第二項 遺族共

十九条第一項及び第一

項」

とする。

5 (略)

6 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済

> (遺族共済年金の加算の `特例)

第 略

2 金の額を改定する。 ときは、 ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達した 共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受 その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年

3 4 (略)

第 一十九条 略

2 略

3 済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。 第四十条、 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、 第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、 第三十九条の二第二項 遺族共

5 4 (略)

第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済

等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第 あ 規定の適用については、 法第九十三条第一 よりその額が加算されたものであるとき」とする。 ることができるとき」とあるのは、 ある妻が、 つた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受け 四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員で 項 (前条第四項において準用する場合を含む。 共済法第九十三条第一 「当該遺族共済年金が国家公務員 項中「その受給! 一項の規定に 権者で <u></u>の

7 略

特例 (追加費用 対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の 額 \mathcal{O}

第五十七条の二 規定により算定した額から、 次項にお 分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額 額退職年 年金又は減額退職年 という。 十二条第 (以下この条から附則第五十七条の四までにおいて 額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の 附則第三十五条第一項若しくは第二項、 -度の俸給年額改定率の 金 項 7 を順次乗じて得た額を超えるときは、 \mathcal{O} 額 「退職年金等控除額」 第一 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退 (次項にお 「項若しくは第四項の規定にかかわらず、 · 金 の 額が二 改定の基準となる率であ いて その額を当該退職年金又は減額退 一百五十万円に平成一 「控除前退職年金等額」 という。 第三十七条第 を控除した金額とする 当該退職年金又は減 つて政令で定 + |基準額改定率| 年度以 という。 一項又は第五 これら 後の各 める率 職年 金 百 \mathcal{O} は 職

2

前

項 \mathcal{O}

規定による退職年金等控除額が控除

前退

!職年金等額

0

百分

 \mathcal{O}

十に相当する額を超えるときは

当該百分の十に相当する額をもつて

よりその 等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第 ることができるとき」とあるのは、 あつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受け ある妻が、 規定の適用については、 法第九十三条第一項 額が加算されたものであるとき」とする。 四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員で (前条第三項において準用する場合を含む。 共済法第九十三条第一項中「その受給権者で 「当該遺族共済年金が国家公務員 項の規定に

略

6

当該退職年金等控除額とする。

- をもつて当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額とする。 準額改定率を順次乗じて得た額より少ないときは、当該乗じて得た額減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は
- 4 る。 ろにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とす 追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるとこ 超えるときは、 用する場合において、 退 に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を 三十九条において準用する場合を含む。)又は前条第 おお |職年金の額について附則第三十五条第三項 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額 ١J て準用する場合を含む。 当該退職年金又は減額退職年金の額は、 これらの規定により算定した額が二百五十万円 若しくは第三十六条第三項 (附則第三十七条第1 一項の規定を適 その額から、 (附則第 二項
- 職年金の額について準用する。 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退
- 6 する。 前各項の規定にかかわらず、 受けることができるときは、 更新組合員等に限る。 当該支給を受けることができる政令で定めるものの による年金である給付その他の政令で定める年金である給付 退職年金又は減額退職年金の受給権者 これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額と が、 当該退職年金又は減額退職年金の額は、 当該退職年金又は減額退職年金の額及び 退職共済年金、 (追加費用対象期間を有する 地方公務員等共済組合法 額の総額を基礎と この支給を
- 7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員

、政令で定める。等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五 する。 から、 得た額を超えるときは、 当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額と 又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額 五十万円に平成二十 によらない障害年金に限る。 十七条の三 その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金 一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて 当該障害年金の額は、 以下この条において同じ。 附則第四 十二条第二項 の額が二百 (公務

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定を適用する場合においてあるものとして政令で定めるところにより算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以るものとして政令で定めるところにより算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以るものとして政令で定めるところにより算定した額の額について附則第一個当する額を控除した金額とする。

よる障害年金の額について準用する。 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定に

る。以下この条において同じ。)の額が二百五十万円に平成二十一年(附則第四十六条第一項第二号から第四号までに掲げる遺族年金に限第五十七条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

2 3 間 円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額 年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間 度以後の各年度の基準 前 を超えるときは、 適用する場合において、 附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三 \mathcal{O} わらず、これらの規定により算定した額から、 額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。 に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより 附則第五十七条の二 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の 項 数を乗じて得た額を控除した金額とする。 遺 \mathcal{O} 族年金の額 規定による遺族年金の額について準用する。 当該遺族年金の額は、 は、 第二 附則第四· 額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、 これらの規定により算定した額が二百五十万 項、 第三項、 十六条第 その額から、 第六項及び第七項の 項及び第三 その額を組合員期間 項 追加費用対象期 \mathcal{O} 組合員期間の規定にかか の額につ 一項の規定を 別規定は、 算定 1